ノ歎願事項ヲ容認スル能ハスト拒絶セリ

本月十六日午前十一時頃ヨリ裏戸警察署ニ於テ江東地方工場従業員聯絡委員会責任者・南喜一ハ事業主ト會見シ種々折衝ノ結果古川ノ解雇ヲ認ムルヲ以テ解雇手當及待遇改善問題ノ交渉ニ入リタシト主張交渉ニ移レルモ事業主了解セサル為メ不調ニ終リタリ

七、労働者側

労働者側ハ南喜一指導ノ下ニ飽ク迄要求貫徹ニ邁進ノ意嚮ナリ

八、事業主側

工場ハ未タ使用許可前ニ事業ヲ開始シタル為メ警察取締ニ違反ノ弱点アルヲ以テ積極的抗争ノ意思ナク譲歩的解決ノ意嚮アリ

右及申(通)報候也

別記

歎願書

一、古川氏ノ解雇ヲ取リ消サレタシ
一、佐野監督ヲ代ヘラレタシ
一、最低賃銀ヲ金六十銭支給サレタシ
一、おしル單価ヲ他工場並ニナサレ度シ
一、賃銀ヲ平均二割宛価上サレ度シ
一、生地ノ間ニ合ハザル場合ハ日給ニサレ度シ
一、残業ノ場合ハ歩増シ参割以上付サラレ度シ
一、早退ノ場合モ時間割ニ日給ヲ與ヘラレタシ
一、振リ場ヘ腰房装置ヲナサレ度シ
一、下駄箱ヲ設置サレタシ
一、雨降ノ場合ハ傘ヲ貸與サレ度シ
一、仕事能率増進ノ為メ電燈ヲ充実サレ度シ
一、作業服ヲ支給サレタシ
一、不良罰金制ヲ撤廃サレタシ
一、出勤簿ヲ毎日手渡シサレタシ
一、仕事整頓ノ為メ伝票制ヲ即時ナサレ度シ
一、ヘソヤ、カクシ屋仕入ニ人数ヲ增サレタシ
一、食事室並ニ更衣室ヲ設備サレ度シ
一、工場法ヲ実施サレ度シ
一、健康保険ヲ実施サレ度シ
一、水道並ニ消火器ヲ即時設置サレタシ